

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

石川国民年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私は、昭和51年4月に県外から実家へ転居した際に市役所で住所異動等の手続を行った。公共料金等を金融機関で納付していたので国民年金保険料も金融機関で納付していたはずである。転居当初から国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、加入手続に係る記憶が曖昧^{あいまい}であるほか、保険料の納付についても「国民年金保険料の納付書は、自宅に送られてきた公共料金等の各種請求書の中の一つである。」と述べる等、申立期間を含めた国民年金被保険者期間について、具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、申立人が昭和51年10月下旬から54年4月上旬まで居住していた市内のアパートの住所が最初に記載されており、51年4月に県外から実家に転居した際に国民年金にも加入したとする申立内容と相違する。

加えて、申立人は、昭和51年4月の転居当初から国民健康保険に加入していたので、その当時から国民年金にも加入していたはずであると述べているが、申立人が転入した市の記録によれば、申立人が国民健康保険に加入したのは53年10月25日であり、これは国民年金受付処理簿の記録により申立人が国民年金加入手続を行ったと推定される53年10月と同じ時期で、51年4月ごろから国民年金に加入していた形跡が見当たらないほか、申立人は遡^{そまげう}及納付した記憶も無い。

このほか、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から39年10月1日まで
申立期間は、A社で勤務していた時期であり、厚生年金保険に加入していたはずである。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が所持する写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、従業員の人事記録等はすべて破棄したとしており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、B健康保険組合は、申立人に係る加入記録は保存期限満了のため確認できないとしている。

また、申立人の前任者及び後任者には、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、当該両名とは連絡がつかず、申立人の主張を裏付ける供述は得られない。

さらに、申立人は、自らの職務内容について「給与計算事務のほか、雇用保険を含め社会保険関係全般の手続も私がしていた。」と供述している上、複数の同僚からも、申立人の供述を裏付ける供述が得られ、申立人がA社の社会保険事務手続を担当していたと認められることから、申立人は、申立期間当時において、自らが厚生年金保険に加入していないことを承知していたものと考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における整理番号は、順番に払い出されており欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、A社に勤務したとす

る期間の始期と終期について明確な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 7 月から臨時職員としてA事業所に採用され、57 年 3 月までB事業所で勤務したため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が人事記録に基づいて作成した申立人の就労証明書により、申立人が申立期間において、B事業所で臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所では、関係資料が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているが、人事記録により、申立人と同様に昭和 56 年度中に臨時職員として雇用されていた者 87 人のうち、58 人は、厚生年金保険に加入しておらず、4 人は、厚生年金保険の一部未加入期間が認められることから、申立期間当時、A事業所では、臨時職員として雇用していた者について、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から46年1月まで
申立期間については、A社にB係として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち昭和42年10月1日から44年10月8日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の従業員は、いずれも「申立期間当時、B係は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している上、このうちの1人は、「当時、私の母親もB係であったが、厚生年金保険には加入できなかった。」と具体的に供述している。

また、申立期間にA社で厚生年金保険の記録がある複数の女性従業員に当時の仕事内容を聴取したところ、B係として勤務していた者は確認できない。

さらに、A社は、既に解散しており、元事業主は、当時の関係資料は残っていないと供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。